2　法第十七条の三の三第一項に規定する政令で定める場合は、同項の法人の事業所に係る次の各号に掲げる場合とし、同項に規定する政令で定める期間は、当該事業所に係る当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める期間とする。

一　法第十七条の三の三第一項に規定する確認を受けた日から同日以後五年を経過する日までの期間内に認定特定復興再生拠点区域復興再生計画につき福島復興再生特別措置法第十七条の三において準用する東日本大震災復興特別区域法第九条第一項の規定による取消しがあったことにより当該事業所の所在する区域が避難解除区域等に該当しないこととなる場合　当該確認を受けた日から当該取消しがあった日までの期間

二　法第十七条の三の三第一項に規定する確認を受けた日から同日以後五年を経過する日までの期間内に認定特定復興再生拠点区域復興再生計画につき福島復興再生特別措置法第十七条の三において準用する東日本大震災復興特別区域法第六条第一項の変更の認定があったことにより当該事業所の所在する区域が避難解除区域等に該当しないこととなる場合　当該確認を受けた日から当該変更の認定があった日までの期間

第十八条の三第一項中「第四十二条の四第二項」を「第四十二条の四第八項第六号」に、「農業協同組合等に」を「同項第七号に規定する農業協同組合等（以下この項において「農業協同組合等」という。）に」に、「第六十八条の九第六項第四号」を「第六十八条の九第八項第五号」に改め、同項第五号に規定する」を削る。

第十八条の四中「第九号に」を「以下この号及び第八号に」に改め、「第十八条の二第一項」の下に「若しくは所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号。以下この号及び第八号において「平成二十九年改正法」という。）附則第九十八条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十九年改正法第十五条の規定による改正前の震災特例法第十八条の二第一項」を加え、「同項第九号」を「同項第八号」に改め、「第二十六条の二第一項」の下に「若しくは平成二十九年改正法附則第百一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十九年改正法第十五条の規定による改正前の震災特例法第二十六条の二第一項」を加え、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第十八条の五第一項に規定する政令で定める規定は、所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）附則第九十八条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十五条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十八条の二第一項の規定とする。

第十八条の五中「第十八条の四」を「第十八条の四第二項」に、「前条第三項第九号」を「前条第三項第八号」に改める。

第十八条の六中「読み替えられた法第五十三条第一項第二号」と」の下に「、「掲げる規定を」とあるのは「掲げる規定及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第十八条の六第一項第一号に掲げる規定を」と」を加え、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第十八条の七第一項に規定する政令で定める規定は、次に掲げる規定とする。

一　所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）附則第九十八条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十五条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十八条の二の規定

二　前号に掲げる規定に係る法第十八条の六第一項の規定によりみなして適用する租税特別措置法第五十二条の三の規定

第十八条の七第一項中「第十八条の八第十一項第二号」を「第十八条の八第十七項第二号」に改め、同条第二項中「第十八条の八第十一項第三号」を「第十八条の八第十七項第三号」に改め、同項第二号中「、一の」を「一の」に改める。

第十八条の八第一項中「又は第三号の五の」及び「若しくは第三号の五の」を削る。

第十九条第三十九項中「第六十二条の三第九項」を「第六十二条の三第十項」に改め、同条第四十一項の表租税特別措置法施行令第三十九条の三十五の四第一項第一号の項中「第三十九条の三十五の四第二項第一号」に改め、同表租税特別措置法施行令第三十九条の三十五の四第三項第一号の項中「第三十九条の三十五の四第四項第一号」を「第三十九条の三十五の四第五項」に改め、同表租税特別措置法施行令第三十九条の三十五の四第五項の項中「第三十九条の三十五の四第六項」に改める。

第二十一条第三項の表第百五十五条の十九第八項の項中「第百十二条第五項第一号（適格合併等による欠損金の引継ぎ等）を「同号」に改め、同表第百五十五条の二十第五項の項中「（適格合併等による欠損金の引継ぎ等）」を削る。

第二十二条の二第一項中「第五欄」を「第四欄」に改め、同項第一号ハ中「第四欄」を「第三欄」に改め、同条第二項第一号イ中「）で」を「）で、」に、「第五欄」を「第四欄」に改め、同条第三項第一号イ中「連結子法人で」を「連結子法人で、」に改め、同条第四項各号中「で当該」を「で、当該」に改める。

第二十二条の二の三第三項各号中「で当該」を「で、当該」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項第一号イ中「連結子法人で」を「連結子法人で、」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項第一号中「この項及び第三項第一号」を「この項及び第四項第一号」に「第三項まで」を「第四項まで」に改め、同号イ中「連結子法人で」を「連結子法人で、」に、「第三項第一号」を「第四項第一号」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第二十五条の二の三第一項及び第二項に規定する政令で定める期間は、福島復興再生特別措置法第十七条の七第一項に規定する認定特定復興再生拠点区域復興再生計画（以下この項において「認定特定復興再生拠点区域復興再生計画」という。）に記載された同法第十七条の二第一項に規定する次の各号に掲げる区域の区分に応じ当該各号に定める期間とする。

一　認定特定復興再生拠点区域復興再生計画につき福島復興再生特別措置法第十七条の三において準用する東日本大震災復興特別区域法第六条第一項の変更の認定があったことにより新たに認定特定復興再生拠点区域に該当することとなる区域　当該区域に該当する福島復興再生特別措置法第三十六条に規定する避難解除区域等（次号において「避難解除区域等」という。）に係る同法第四条第四号イ、ロ、ニ若しくはホに掲げる指示（以下この号及び次号ロにおいて「避難等指示」という。）が解除された日又は当該変更の認定があった日のいずれか早い日から当該避難等指示が解除された日又は同条第四号ハに掲げる指示が解除された日のいずれか遅い日以後五年を経過する日までの期間

二　認定特定復興再生拠点区域復興再生計画につき福島復興再生特別措置法第十七条の三において準用する東日本大震災復興特別区域法第六条第一項の変更の認定があったことにより認定特定復興再生拠点区域に該当しないこととなる区域　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める期間

イ　当該変更の認定があったことにより当該区域が避難解除区域等に該当しないこととなる場合　当該認定特定復興再生拠点区域復興再生計画につき福島復興再生特別措置法第十七条の二第六項の認定があった日から当該変更の認定があった日までの期間

ロ　イに掲げる場合以外の場合　当該避難解除区域等に係る避難等指示が解除された日又は当該認定特定復興再生拠点区域復興再生計画につき福島復興再生特別措置法第十七条の二第六項の認定があった日のいずれか早い日から当該避難等指示が解除された日又は同法第四条第四号ハに掲げる指示が解除された日のいずれか遅い日以後五年を経過する日までの期間

第二十二条の三の三第二項を同条第四項とし、同条第一項を同条第三項とし、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

法第二十五条の三の三第一項に規定する政令で定める対象期間は、福島復興再生特別措置法第十七条の七第一項に規定する認定特定復興再生拠点区域復興再生計画（次項において「認定特定復興再生拠点区域復興再生計画」という。）につき同法第十七条の三において準用する東日本大震災復興特別区域法第六条第一項の変更の認定があったことにより新たに福島復興再生特別措置法第十七条の七第一項に規定する認定特定復興再生拠点区域に該当することとなる区域に該当する同法第三十七条に規定する避難解除区域等（次項において「避難解除区域等」という。）に係る同法第四条第四号イ、ロ、ニ若しくはホに掲げる指示が解除された日又は当該変更の認定があった日のいずれか早い日から当該指示が解除された日又は同号ハに掲げる指示が解除された日のいずれか遅い日以後三年を経過する日までの期間とする。